

## 「終身サポート事業者」ガイドライン ⑥

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に記載されている「サービス提供に当たっての基本的な考え方」の最後の4つめでは、「利用者の判断力が低下しているおそれがある場合には、必要に応じて関係機関と連携の上、**成年後見制度等の手続について検討する**とともに、その際にも、利用者本人の自己決定を尊重するための支援を行うことが重要である」とされています。



終身サポート事業者が、利用者本人の判断力が低下したときにどんな対応を行うと想定しているかについては、終身サポート事業者を選ぶときに必ず確認しておくべきです。

- ① 判断力が低下してきたことの発見の仕方
- ② 判断力が低下してきた後の、必要なサービスの提供や確認の仕方
- ③ 判断力が低下してきた後の、利用したサービスの支払いの方法
- ④ 判断力が低下してきた後の、支払いが行われた銀行口座の確認の方法
- ⑤ 後見制度を利用する場合の、タイミングや流れについて

成年後見制度については、あまり良くない印象を持っている人も多いようです。しかし、頼れる家族がいない状況で終身サポート事業者を使う場合、本人の判断力が低下した状況において、その事業者がどこからも監督やチェックを受けることなく、意思決定支援も財産管理もできてしまうような仕組みは適正であるとは言えません。

現在の法制度上では、法定後見制度または任意後見制度を併用することにより、本人の判断力が低下したときの財産管理や重要な契約締結の代理を、家庭裁判所のチェックを受けながら責任の所在も明らかにできるので、このガイドラインでも成年後見制度を利用すべきだと言及されています。

今後、成年後見制度に関する法改正も予定されており、より使い勝手の良い後見制度へと変革されていくことでしょう。また成年後見制度以外でも、軽度な判断力の衰えについては、適正に日常的な財産管理の支援ができる方法が金融機関等を巻き込んで確立し、終身サポート事業の中で安心して組み込んでいくことができれば朗報となるでしょう。

いずれにしても、終身サポート事業者それぞれに本人の尊厳を適正に尊重するという姿勢が貫かれていれば、おのずと利用者本人の判断力が低下したときの対応方法についても、現時点では後見制度を利用するという選択になるはずですが、そもそも契約時点において、判断力がすでに低下しているおそれのある人、契約についての理解が不十分な人との間で、第三者の立ち会いもないまま契約締結をしてしまうことなどはあり得ません。

そのためにも、終身サポート事業者の選択は、何か事が起こってからではなく、お元気なうちの「備え」としてしておくことが、何よりも大切です。

つづく